

鷗外「阿部一族」の発想

——作品と実体験——

「阿部一族」は、尾形仍氏が明らかにされたように、基本的には『阿部茶事談』にのっとって、構成や人物の位置関係を借りて書かれている。鷗外が想像でつくりあげたのは、主に、人物の心理や性格の部分である。中でも、阿部弥一右衛門と忠利との奇妙な心理の齟齬は、独特なものである。これがそもそもの因縁で、忠利が阿部一人には殉死を許さず、ついには一族の滅亡にまで発展して行くのだ、と鷗外は理由つけているのだから、ここところは作品の要めである。それを鷗外はどこから着想してきたのだろうか、というのが私の疑問である。

『阿部茶事談』のそれに対応する部分を見ると、「此度殉死十九人の面々は、忠情におゐて、いづれも甲乙有べき様は無」とあって、阿部は、他の十八人の殉死者と同様に、忠利に対する「忠情」に欠けるところはなかったとされている。そして、忠利の阿部に対する待遇も、千石余の高禄を与え、「取立」てただけでなく、「幼名猪之助と申時より御懇意にて」とある通り、個人感情の上でも懇ろであったとされている。これは、「内藤元統は兼而御懇意成ければ」や、「津崎五助は（中略）平日御懇意なれば」とあるのと、変わりがない。つまり、『阿部茶事談』では、阿部と忠利とは、主従どちらから見ても、他の十八人の場合と同様に、君臣関係において、別に問題はなかったのである。鷗外が、忠利と阿部とは肌が合わなかったとしたのは、明らかに、『阿部茶事談』の場合とは逆の設定をしたものと言えよう。

では、なぜそうしたのだろうか。思うに、鷗外は、『阿部茶事談』を読みながら、「忠利公如何成思召にや、御免なく」というところに興味をひかれたのでは

ないか。たしかに、「如何成思召にや」とは、思わせぶりの書き方だと言えなくはない。これあるがために、「志は御満足に思召といへ共、おなじくは存生にて、光尚公に忠勤のはげみ可申由、被仰出ければ」と続く忠利の発言が、必ずしもことば通りには受け取られなくなって、忠利は、表向きもつもらしいことを言っているが、そのことばにはウラがある、と取れなくもない。ところが、その忠利の「思召」（真意）とは何か不明であり、また、平素の君臣関係が、あのようにならうまくいっていたのなら、なぜ阿部には殉死を許さなかったのか、わけがわからない。これらの不透明や矛盾は、整理し、統一的に説明しなければならぬ、と鷗外は考えたにちがいない。

ここまではまあよいとしても、問題はここから先の処理法である。鷗外は、「忠利公如何成思召にや、御免なく」という、あいまいな一点をテコにして、その前後の記述をいっいち裏返した。その結果、平素二人の間にこじれがあったと改め、それ故に、忠利は、口先とは裏腹に、意地と憎しみのため殉死を許さなかったのだとし、生きながらえることに決めた阿部の涙ながらの心境も全面的に削って、別ものをはめ込んだ。鷗外は、このように、『阿部茶事談』の記述にウラを読み、それをもっぱら君臣間の心理的葛藤の方向へもって行ったのだと思われる。

だが、これは、『阿部茶事談』の深読みであり、大胆強引な処理法である。そうまでしなくても、ことば通りすなおに読んで、筋は通るのである。

『阿部茶事談』には、右の「被仰出ければ」に続けて、「此度の御別無是非思召留りけるが、自然の事もあらん折こそ、光尚公の御馬の先にて、年来の御恩をば可奉報と、悲歎の涙にくれながら、おしからぬ命をながらへて、君命の重きを守

藤本千鶴子

りけるに、世の悪口には「云々と書かれている。この阿部の心境は、先の忠利の発言と重なり合う。阿部は、忠利のことにウラがあるなどとは思っていない。忠利の意をそのまま汲んでいるのである。「御別」は情においてしのびないが、君命のままに、光尚に忠勤を励み、万一いくさという時には、光尚に命を捧げて厚恩に応えようと、あえて殉死を思いとどまっている。両者は、了解し合っているのである。それに続く、世間の悪評と、雪辱のための殉死とは、忠利が死んで庇護がなくなった時、世間が阿部を制裁したのだ、と見ることもできよう。『阿部茶事談』では、悲劇の発端は、君臣間の心理の齟齬ではなくて、世間の悪評だとされているのであって、これはこれで筋が通るのである。

さらに、この線に沿って、小説化の一法として、忠利が阿部を殉死させまいとした理由を推理するなら、阿部は、他の十八人と同じで、藩の中で家老に次ぐような要職にあった、としてもよいであろう。禄を与える側では、下級武士や切米取とちがって、要職にある者が殉死するのを不忠と考える傾向があるからである。他方、世間は、同じ千石でも、家柄の者と同じで、新参取立ての者が、代替り後もその要職をおそうのを好まないであろう。取立てた主君に殉じさせようとするだろう。

また、事件の真相を小説に再現しようとするなら、当然、『阿部茶事談』の記述を史料批判的に読まなければならない。『阿部茶事談』が史料としては問題が多いことについては、前に書いたことがあるが、初稿「阿部一族」には、鷗外が、『阿部茶事談』を史料批判的に読んで、その中の確かな事実だけ簡にかけたという形跡はないようである。

これらの読み方とくらべてみれば、鷗外は、『阿部茶事談』に忠実ということも、事件の真相をとということも、はじめから意図しておらず、自分の考えを押し出そうとしていると見てよいだろう。

それでは、鷗外の思考を、君臣間の心理的葛藤の方向へ進めさせたものは何だろうか。おそらく、補助資料に拠ったと仮定して捜すのは無駄骨であろう。また、官僚生活の中で人間関係のあれこれを、冷徹に傍観してはめ込んだと考えることも、ここに底流している悲哀のような、うらみのような濃を説明することはできない。そのような第三者的発想ではなくて、それは、鷗外の自己と深いところがかかわっているのではないか。現実体験で、相似たことを痛感したことが

あったのではないかと、と思われる。

そういえば、初期の「舞姫」以来、鷗外には、身近かなところから着想するという傾向があった。歴史小説だからといって、なにも、鷗外の身近かなところには発想源がないと考えてかかる必要はないだろう。

そこで、当時の鷗外の身辺を洗ってみると、上官石本新六との確執が、忠利と阿部弥一右衛門との確執に、ほぼ似たものとして、浮かび上がってくる。

二

「阿部一族」を脱稿したのは、大正元年十一月二十九日で、鷗外が陸軍軍医總監、陸軍省医務局長に就任した明治四十年十一月十三日から、まる五年経っている時である。鷗外は、数えて五十一歳であった。

一方、石本は、この八ヵ月足らず前の、明治四十五年四月二日に、すでに死去している。因みに、森潤三郎の『鷗外森林太郎』によって、石本の略歴を言えば、「姫路の人で工兵科出身、築城本部長として我邦要塞築造に功多く、三十五年四月十七日陸軍総務長官に抜擢、翌年十二月五日陸軍次官と改称、三十七年十月十三日中将に進み、四十年九月男爵を授けられ、四十四年八月三十日陸軍大臣に昇任した」。享年「五十九」であった。

当時、鷗外は、衛生部の人事権を、医務局長の手から奪って師団長系統に移そうとする動きに抵抗して、石本の在職中に、明治四十三年九月、捺印を拒否し、四十四年二月と十月の二回、辞職を申し出ている。（もっとも、石本が死んだ後も、四十五年七月に辞職を申し出ているのではあるが。）

石本の在職中、一年間に三回も、同じ問題がむし返され、そのうち二回、鷗外が辞職を申し出ているというのは、いかにも異様である。石本の側に、日記の類があればおもしろいのだが、あるとは聞かない。山田弘倫も、森潤三郎も、石本との間に何かあったなどは、ひとことも書いていない。資料は、鷗外の日記だけという片寄ったものになるが、真相はともかく、当時、鷗外の目に、石本とこのことがどう映っていたか、ということは知ることができる。その際、部下の山田弘倫の『軍医森鷗外』では、人事権問題をどう捉えているかということ、比較参照したい。

* * *

明治42年1月17日(日) 朝石本次官新六新橋に着くと聞きて迎へに往きしに着かず。其家に往きて問へば、夕なりと云ふ。(中略) 夕に石本を新橋停車場に迎ふ。

これが、石本に対する非難がましい筆つきの最初のものである。石本がなぜ、家族には正しい到着時刻を告げておいて、陸軍省ないし鷗外にはそうしなかったのか。それは今となってはわからないが、鷗外は、山田弘倫によれば、なにごと「几帳面」にしないと気のすまない人であり、彼にとって「最大の禁物は時間の浪費であった」という。石本のずばらか悪ぶざけか知らないが、鷗外にしてみれば、そのために時間を浪費させられることは、いらだたしいことだったにちがいない。鷗外は、いかにも石本がやりそうなことだと決めてかかっているように、石本の家へ行って、正しい到着時刻を確かめている。そして、石本がどうであれ、自分は自分の義務を果たすともいうふうには、情を抑えて、夕方再び出迎えている。自己を律することの厳しい人は、他人にも不寛容になりがちである。あくる日、「石本土産物なりとて反物を贈る。」とある。あるいは、石本の方では、鷗外が彼に批判的な目を向けていることにまだ気づいていないのではないかと。ともあれ、ここには、両者の性格の不一致が、まず窺われる。

1月31日(日) 石本次官新六を訪ふ。主人家にあり。

「主人家にあり。」と、わざわざ入れているのは、石本が、平生、居所を明らかにせず不在のことがありがちだったからではないだろうか。のちに、明治四十二年八月二十二日(日)に、「石本次官新六を訪ふ。在らず。」という、いざらちの見える記事があるから、これまでにも、そういうことがあったのだろう。次官という要職にある者は、たとえ日曜日でも、緊急の連絡や相談のために、居所を明らかにしておくべきなのに、石本はそうでない、という非難の氣勢が鷗外にあって、それが前提になって、この皮肉な書きとめとなったものと思われる。

3月2日 朝次官予を呼びて始めて真面目に官事を談ず。頗る態度を革めたるが如く見ゆ。

石本に対する批判的な口吻が読みとれる。石本は、これまで鷗外とまじめに官事を談じたことがなかったのである。石本にしてみれば、鷗外のようなしんねりむつりした男はにが手だったから、きまじめの鋒先をそらしていたのかもしれない。

ない。だが、まじめ人間鷗外の方は、たとえ事務は事務として運んだにしても、そのたびに神経は波立ったことであろう。この日、石本がまじめに官事を談じたのは、先日來、赤十字病院長の人事の件で、鷗外が、石本をつんばさじきに置いて、山県有朋と画策、寺内陸相・桂首相に根廻しをして、この前日にそれが内定したという事情と関係があるかもしれない。

ついで、明治四十二年七月一日、「キタ・セクスアリス」が『昂』に発表された。七月二十八日、『昂』七月号が発禁となり、八月六日には、「内務省警保局長陸軍省に來て、Vita sexualisの事を談じたりとて、石本次官新六予を戒飭す。」とあるように、鷗外は公的に戒飭処分を受けた。内心言ひ分はあっても、謹んで受けるしかなかったであろう。

11月29日 石本次官新六新聞紙に署名すべからずと警告す。

新聞に署名するなどは、妙な言い方である。鷗外が、戒飭以後これまで新聞に発表したのは、①「ジョン・ガブリエル・ボルクマン」の翻訳(『国民新聞』7月6日)②9月6日、③「原田直次郎君の記念会に就いて」(『国民新聞』11月27日、署名は「森林太郎氏談」)、④「再び原田君の記念会に就いて」(同上、11月29日、署名は「森林太郎談」)の三つだけのようである。このうち、①は、時期がずれすぎているから除くとして、①の翻訳の上演が、ちょうどこの二十七、八の両日だから、――未調査だが、④その上演記事に、翻訳者鷗外の名と、前に新聞に連載された旨が記されていたかもしれない。石本が見つけたのは、これらのすべてか、いくつかがかであろう。ところが、前の戒飭は、「キタ・セクスアリス」一作に限るものだし、このたびは、内務省警保局からの申し入れはない。石本次官には、部下の文芸その他の活動全般を禁ずる権利はない。これは行きすぎである。

省内には、元老山県有朋を「後楯」に、「局内の宿弊を一掃し無慮慮の改革を施」す鷗外を「生意氣」と見(『森鷗外氏と文芸院』『東京日日新聞』明治42年1月20日)、また、文芸活動に身を入れる彼を、公務懈怠のように批判する空気が(山田弘倫)も根強くあったという。あるいは、石本は、かねてから反感を抱いていた鷗外をやりこめたくてうずうずしていたところ、「キタ・セクスアリス」の件で味をしめ、新聞記事を見つけた時、あとさき考えずに叱ったのではあるまいか。同じ叱るにしても、たとえば、石黒忠憲の場合とくらべてみればよい。石

黒は、鷗外が日本の新聞を軽蔑して読まないのを知っていて、北海道師団に食中毒患者が多発したという新聞記事について、鷗外に問いただした。案の定、鷗外は返事ができず、石黒は、「余り小説を書き過ぎるから、こんな出来事も看過するやうになる。少し新聞も見ておくがよい。」と、苦言を言ったという(山田弘倫)。グウの音も出ないような計算がある。これにくらべると、石本の叱言は軽率で、思慮の足りないところのある男だといった感じを与える。

明治43年3月4日 中耳炎増悪し。神経過敏になりしためにや、石本中将新六と衝突す。幸に事なきことを得て退出す。家に帰りて大臣及石本に書を寄す。

何が争点となったのかわからないが、これは、辞職寸前の気配である。これまでも鷗外は正面衝突を避けてきたが、この日は、痛みのためとはいえ、抑制がきかなかった。それを反省して、鷗外の方から折れて出ている。

3月7日 石本中将新六に面して言ふ所あり。

先日の詫び状から間がないが、ここでは攻勢に出ている。鷗外は、自分が正しいと思う時、黙っていられない人である。

3月8日 衆議院に赤十字社に関する質問出づ。次官予に社を訪ひて調査せんことを命ず。大臣抑止して社の職員を召して問ふこととなる。

石本は、鷗外をあごで使おうとしているようである。先日来の衝突の腹いせなのでもあろうか。軍人と軍医とは、互いに内心軽蔑し合っているところがあるにせよ、軍医としては最高の地位にある軍医総監に対して、自ら出かけて調査せよと命ずるのは常識的であるまい。

4月21日 寺内大臣の官邸にて午餐の饗あり。午餐後大臣予を召して衛生部将来の事を諮はせ給ふ。局長後任の事、軍医補充の事、韓国衛生の事等なり。予所見を陳べ、序に北京に病院を置くことを建議し、允諾を得たり。

大臣の諮問に答えたままではよいとして、「序に」云々は、次官を出し抜いたことにならないだろうか。寺内陸相と鷗外は、石本次官を黙殺して事を運んでいるようである。

そして、以上のように、互いに悪感情の下地があったところへ、衛生部人事権問題が持ち出されたのである。

9月16日 補充条例等改正案に所謂衛生部経理部系統を破壊する傾向あり。

捺印を辞す。次官此顛末を大臣に報告せんとす。
9月17日 補充条例反対意見を校定す。

この問題は、この時はじめて出されたのではない。山田弘倫は、次のように書いている。明治三十三年五月改正の省令第二十七条に、「医务局長ハ衛生部士官以上の人事を掌ル」となっていた。それは、三十六年の省令改正の際、削除されたが、取扱いの実質は従来通りであった。ところが、四十年、軍隊内務書改正委員会の際、新たに、人事権を一本化しようとして、経理局と医务局の委員がそれに反対し、多数決の結果保留となり、寺内大臣の決裁を仰いだところ、従前通りということになった。最初は、石本も鷗外も直接タッチしないところで起り、おさまったのである。

それが三年後に再びもち出された時には、鷗外の日記によるかぎり、石本と鷗外との感情的対立という構図をとったことが、注目される。

因みに、山田弘倫は、この事件を、「省内の空気が」と衛生部全体との対立抗争と見、その論点は、相手方が、法理論上人事系統を一本化しなければ都合だと言うのに対し、衛生部側は、専門職を重んじた従来の慣習を改悪してはならないということにあったと捉えている。石本と鷗外との個人的、感情的対立には、いっさいふれていない。

それでは、鷗外が石本に焦点をあてて書いているのは、彼のひがみかということ、そうとばかりも言えない。軍人对軍医という派閥間の人事権争いに、軍人の石本が軍人の側につくのは、あたり前である。しかしながら、一段高い地位にある者としては、本音を露骨に出さず、省内をうまくとりまとめていくのが、まず穏当なやり方であろう。ところが、石本は、捺印を拒否した鷗外に対して、燃えあがってしまった、大臣に報告するといきまいている。石本は、鷗外に対立する陣營の先頭に立って、ごり押ししようとしているのである。ここには、たしかに、石本次官の思慮の足りなさ、強引さという、個人的要素もあったようだということが見てとれる。

さらに推察すれば、石本が、理屈は要らぬ、実行あるのみといった軍人タイプであったのに対し、鷗外が、「反対意見」書を提出して、あくまでも理を立てていこうとする正論派であった、といった趣きもあるわけで、そこには、論理以前に、人間の反りの合わなさという岩礁が横たわっていたようだ、ということが見

とれるのではないかと思う。

明治44年2月22日 石本次官の室にゆきしかど談話することを得ず。

2月23日 石本次官の室にゆきしかど談話することを得ざりき。

2月24日 補充条例改正案に同意し難きを以て、辞職すべき趣を石本次官に断言す。

石本は、二日続けて、鷗外と「談話」することを拒絶している。今回は、のっけから話し合う余地がなく、事態はさらに悪化している。鷗外の方も、辞職を「断言す」と、激しい語気を見せ、興奮しているようである。事ここに至って、彼は、辞職という切札によって、実力でこの案の成立を阻止しようとしたのであるまいか。だが、辞職はしたが、この案は通ってしまうという、最悪の事態もありえぬことではない。その時は、日在の鷗外にでも隠遁するつもりがあったのか。「妄想」(明治44年4月)は、その仮定に立って書かれたという、三好行雄氏の説(『妄想』の地底——漢文体の世界——『文学』昭和50年2月)に従えば、鷗外は、単なる政治的かけひきではなく、覚悟の上で辞職を断言したであろうと推察することもできよう。ともあれ、山田弘倫によれば、この時は、寺内大臣が「尚十分医務局長と協定を遂げたとするがよい。」と言って、却下したという。辞職を断言したことは、功を奏したのである。

八月三十日、内閣が更迭、石本新六は陸相になり、岡市之助が次官になった。

9月8日 濟生会に関する意見書を寺内伯正毅にまゐらす。今箱根湯本高田慎蔵の別荘にいませり。(中略)夜新に陸相官第に移転したる石本男新六を訪ふ。

濟生会意見書の打診の相手が、新大臣石本でなく、前大臣寺内なのも妙だが、それはそれとして、傍点部に見られるように、兩人に対する敬語の顕著な使いわけが注目される。位官は兩人ともほぼ同じなのだから、敬語もそろそろなものが、寺内には丁重で、石本にはそっけない。これは、鷗外の兩人に対する敬卑・好悪の感情の差が、日記という隠微なところで漏れ出たものと考えられる。

9月13日 夕に築地精養軒にて石本大臣の宴会あり。予も行く。

「予も行く」とは、奥歯にもものはさまったような言い方である。鷗外は宴会嫌いで有名だが、これは上官石本の大臣昇任の祝宴だから、立場上行かざるをえない。けれども、石本が陸相になったことへの、歓迎できない気持は隠せない

ようである。

はたして、人事権問題は、石本が大臣になるやいなや、三たび持ち出された。

10月9日 午より陸軍省にゆき、補充の事を議し、再び上野へ引き返す。

10月10日 朝陸軍省にゆき、次官以下と補充の事を言ふ。

10月12日 軍務局より衛生部人事系統を破らんとする交渉を受け、反対す。

10月21日(土) 軍務局と法制局とにて、補充規則則中衛生部に不利なる

条項を作りて、医務局に交渉せずして決裁を受く。依りて次官辞職を申し

出で置く。

10月23日 矢島柳三郎来て、次官等の予に留任を勧むるを告ぐ。

10月24日 次官に留任の事を言ふ。

軍務局長と法務局長とは、十二日に鷗外が反対したにもかかわらず、その後の十日間に、当の医務局には何の交渉もなく、大臣決裁にもちこんでいる。問答無用のやり方である。良識的な寺内がやめて、強引な石本が陸相になったことは、鷗外が上の方に歯止めを期待することができなくなったことだと見ることもできる。あるいは、これは、軍務局長らが石本大臣とせしめし合わせてやったのかもかもしれない。鷗外は、それを阻止するには、このたびもまた、「辞職」という実力行使に出るしかなかったようである。この時は、山田弘倫によれば、山田忠三郎人事局長の仲裁で、「人事権問題には手を触れぬ」という約束が成立したという。これが、「次官等の予に留任を勧むる」とある内容であろう。

ところで、ちょうど時を同じくして、辛亥革命がこの十日に起こった。鷗外は、日記に、十六日には、清国側を援助するための混成旅団二箇を派遣することとなつて、彼は衛生部の編成にあつた、と書いている。従来、軍人側の人事権一本化要求の理由としては、法制整備のためというのが表向きのそれであったが、もはやそんな机上の論でなく、実戦上、迅速な出動のためには、命令系統が分かれているのは都合だということが、この時強く当局に意識されたということもありそうである。他局長らと石本大臣が結託して、医務局長に四の五の言わせず、この案を成立させてしまおうとしたのには、時局の変化も関わっていたのではないだろうか。

少し脇道にそれるが、こののち、大正元年十二月から翌年十月にかけて、第一次大戦前夜の軍部は、鷗外の反対にもかかわらず、衛生部の自治権全般を、次々

に犯してくるのであって、その後の日本の歩む道へ向かって、権力の集中強化に努めていたと考えられる。鷗外が、その中で、歴史の動きと自分の役割をどう捉えていたのかということは、また興味深い問題である。

明治45年2月17日 石本大臣舌根に潰瘍を生ずと聞く。

これは、おそらく、舌ガンであろう。

4月2日 石本大臣新六病革なるを以て、終日官邸に在り。午後一時薨す。

頻繁に衝突して、互に神経をすりへらした相手である石本新六は、ついに斃れた。石本の死によって、人事権問題は、石本個人との対立という要素はなくなったのである。

だが、鷗外は、石本の葬式の当日から、次に起きるだろう人事権問題のために、手を打っている。

4月5日 石本の葬に式場接待掛となりて、正午より青山斎場にゆく。上原

中将勇作新に陸軍大臣に補せらる。旅館相模屋へ伺候にゆく。

4月9日 山田少将忠三郎人事局を去らんとするを以て、陸軍衛生制度の根本意見を書きて示し、新大臣に伝へんことを請ふ。意見書は矢島柳三郎をして起草せしむ。

4月12日 山田新任中将忠三郎来話す。衛生部人事系統の事に関してなり。

7月1日 進級令問題に関する意見行はれざることとなりしにより、次官に請罷す。

この時の鷗外のやり方を見れば、彼が、石本は死んでも、他局長らの発意でこの問題が出され、前回の約束が反古にされることがありうる、と先を読んでいたらしいことがわかる。そして、そのための対策として、早くから、前回の仲裁者を介して、新大臣にとりなしを頼んでいるのである。以前は、石本との間でいきなり正面衝突したのだが、それとはちがって、今回は、鷗外が、事態を冷静に分析して、将来の予測をし、穩かに工作していることに、注目したい。

にもかかわらず、鷗外の意見書は行われなかったため、鷗外は辞職を申し出た。上原大臣は、このうち、大正元年十二月、閣議に増補案を提出して否決され、単独で辞表を提出する人物である。鷗外の意見書を用いなかったのは、あるいは、上原が、人事権についても軍人的発想をしたからではないかと思われる。しかし、この時は、部下の矢島が賀古鶴所に相談に行つて、山県にすぐることに

し、山県が田中軍務局長を呼んで、医者的人事は難物だから、軍人が手を出すなだもつてのほかだと叱った(山田弘倫)ので、おさまったという。

以上が、「阿部一族」脱稿までの、石本と鷗外との、多分に性格的な齟齬に始まる、衛生部人事権問題の経緯である。

三

作品「阿部一族」にもどつて、忠利と阿部弥一右衛門との確執の部分を、順にたどつていくと、右に見てきた鷗外の実体験と、かなり符合するところがあるように思われる。

この弥一右衛門は家中でも殉死する筈のやうに思ひ、当人も亦忠利の夜伽に出る順番が来る度に、殉死したいと云つて願つた。併しどうしても忠利が許さない。「そちが志は満足に思ふが、それよりは生きてゐて光尚に奉公してくれい」と、何度願つても、同じ事を繰り返して云ふのである。

これは、石本らが、法理論を楯に人事権問題をもち出して、鷗外が何度それにも反対しても受けつけず、何度でもむし返したことと対応しているやうである。

一体忠利は弥一右衛門の言ふことを聴かぬ癖が付いてゐる。これは余程古くからの事で、まだ猪之助と云つて小姓を勤めてゐた頃も、猪之助が「御膳を差し上げませうか」と伺ふと、「まだ空腹にはならぬ」と云ふ。外の小姓が申し上げると、「好い、出させい」と云ふ。忠利は此男の顔を見ると、反対したくなるのである。

これは、朝着くという石本を迎えに行つても着かず、その家に行つて問えば夕方だと言つたという、あの肩すかしや、石本が日頃鷗外には「真面目に官事を談じ」なかつたといったことと、対応しているやうである。

そんなら叱られるかと云ふと、さうでも無い。此男程精動をするものは無く、万事に気が付いて、手ぬかりが無いから、叱らうと云つても叱りやうが無い。

これは、鷗外が、発熱しても血便が出ても欠勤せず、事務は、「何事によらず、常に核心を擷んで」(山田弘倫)能率的に処理し、文芸上はともあれ、公務の上では、石本があら捜しをする種を提供しなかつたことと対応しているやう。

弥一右衛門は外の人の言ひ付けられてする事を、言ひ付けられずにする。

外の人の申し上げてする事を、申し上げずにする。併しする事はいつも肯綮に中つてゐて、間然すべき所が無い。弥一右衛門は意地ばかりで奉公して行くやうになつてゐる。

これは、鷗外が、赤十字病院長の人事の件や、北京に病院を置く件で、石本を無視して事を運んだことにも対応しよう。ただし、鷗外が、石本に対して常にそうしたわけではない。

忠利は初めなんとも思はずに、只此男の顔を見ると、反対したくなつたのだが、後には此男の意地で勤めるのを知つて憎いと思つた。憎いと思ひながら、聡明な忠利はなぜ弥一右衛門がさうなつたかと回想して見て、それは自分が為向けたのだと云ふことに気が付いた。そして自分の反対する癖を改めようと思つてゐながら、月が累り年が累るに従つて、それが次第に改めにくくなつた。

これは、石本が、はじめは鷗外にまじめに話さないだけのようなのだが、ある時すこぶるその態度を改めたように見えた時があつて、その後は反感をむき出しにするようになったことと、ほぼ符合してゐる。

人には誰が上にも好きな人、厭な人と云ふものがある。そしてなぜ好きだか、厭だかと穿鑿して見ると、どうかすると捕捉する程の抛りどころが無い。忠利が弥一右衛門を好かぬのも、そんなわけである。

几帳面で理を立てるタイプの鷗外と、大ざつぱで直情型の石本とは、性格的に合わなかつたらしいといふことは、すでに指摘したが、鷗外は、石本の方でも自分を厭な男だと思つてゐるらしいと氣づいていて、それをここにとり入れたのではないかと思われる。

併し弥一右衛門と云ふ男はどこかに人と親み難い処を持つてゐるに違ひ無い。それは親しい友達の少いので分かる。誰でも立派な侍として尊敬はする。併し容易く近づかうと試みるものが無い。(中略) 年上の男が、「どうも阿部には付け入る隙が無い」と云つて我を折つた。

これは、鷗外の遺言に、「一切秘密無く交際シタル友ハ賀古鶴所君ナリ」とあることから推察すれば、鷗外には、心を許した親友がごく少かつたらしいことや、彼を尊敬している、部下の山田弘倫の目にさえ、近づきがたい人として映つていたことなどと、対応してゐようか。

兎に角弥一右衛門は何度願つても殉死の許を得ないであるうちに、忠利は亡くなつた。亡くなる少し前に、「弥一右衛門奴はお願と申すことを申したことはござりませぬ、これが生涯唯一一つのお願でござります」と云つて、ちつと忠利の顔を見てゐるが、忠利もちつと顔を見返して、「いや、どうぞ光尚に奉公してくれい」と言ひ放つた。

この場面は、ひよつとしたら、鷗外が、石本に向かつて辞職すると「断言」した、あの瞬間のにらみ合いを、とり入れたものかもしれない。

だが己は己だ。好いわ。武士は妾とは違ふ。主の氣に入らぬからと云つて、立場が無くなる筈は無い。かう思つて一日一日と例の如くに勤めていた。

この阿部の心境は、「青年」の二十(明治四十四年四月発表)に、「君には忠義を尽す。併し國民としての我は、昔何もかもごちやごちやにしてゐた時代の所謂臣妾ではない。」とある部分と、用語上似ているが、それは偶然ではあるまい。「青年」の二十の執筆は、鷗外が石本に辞職を断言した二月二十四日から一ヵ月以内の頃だと思われるから、この頃の鷗外の、石本の氣に入らぬ部下として留任することを決意した心境が、まず、「青年」にとり入れられ、やがて「阿部一族」に移入されたのではないかと考えられる。

(前略) 五月七日からこつちは、御殿の詰所に出てゐて見ても、一層寂しい。それに相役が自分の顔を見ぬやうにして見るのが分かる。そつと横から見たり、背後から見たりするのが分かる。不快で溜らない。それでも己は命が惜しくて生きてゐるのでは無い、己をどれ程悪く思ふ人でも、命を惜む男だとはまさか云ふことが出来まい、たつた今でも死んで好いのなら死んで見せろと思ふので、昂然と項を反らして詰所へ出て、昂然と項を反らして詰所から引いてゐた。

これは、鷗外が、辞職を申し出ながら、留任と決まるまでの間も、欠勤しないで、その「精勤振りは、全く平日と異なら」なかつた(山田弘倫)のに対して、たとえば、田中軍務局長が山田弘倫に、鷗外の「出勤の有無を質した」ことなどと、いく分か対応してゐよう。以下は私の憶測だが、鷗外が三度も辞職を申し出ながら、そのたびにひつひと込めたことは、潔さに喝采する日本人の美意識に反するものでもあるから、省内に、辞職するというのは口先だけで、ほんとうは局長の

椅子に執着しているのではないかと、と穿鑿する雰囲気もありはしなかったかと想像される。

このあと、「阿部一族」では、阿部は悪評に対して切腹して見せるわけだが、鷗外の実体験の方では、大正五年四月まで辞職しない。両者の運命には、大きなひらきがある。

なお、これらに付け加えるならば、阿部と忠利の人間像以外に、鷗外が想像で書いた次のような人物像も、あるいは、一連の実体験の中から着想を得たものかもしれない。

鷗外は、阿部権兵衛を、「何事も一人で考へて、一人でしたがる」男だとしているが、これは、鷗外が、共に闘っている部下の矢島や山田に、一言の予告もせず、突然辞表を出して、彼らの努力を水の泡にしようとした、と山田が不満を述べている部分の、鷗外その人と似ている。また、林外記は、「物の大体を見」ないで、「兎角苛察に傾きたがる」男とされているが、これは、鷗外が、河合人事局長・田中軍務局長のやり方をさして、「赤鬼青鬼がやることだ。」と評価した(山田弘倫)ということと対応してもいようか。光尚については、「思慮ある大名ではあつたが、まだ物馴れぬ時の事で、弥一右衛門や嫡子権兵衛と懇意でないために、思遣が無く、自分の手元に使つて馴染のある市太夫がために加増になると云ふ処に目を付けて、外記の言を用ゐたのである。」と書かれているが、これは、上原陸相が着任早々で、それまで鷗外と面識がなかったらしく、結局は軍人側についたことと似ているようにも思われる。

このように見てくれば、「阿部一族」における、阿部弥一右衛門と忠利との確執は、鷗外が純粹に頭でこしらえあげたものではかならずしもなく、彼自身と石本新六との確執という、実体験を発想源としている、という推定がほぼ成立するように思われる。

しかも、以上のような、ほとんど逐条的ともいふべき対応を見れば、鷗外の想像力が、一つの小さな発想源から、奔放にふくらませたり、大きく飛躍したりする型ではなくて、基本的に、事実と即いて、事実と事実とを合理的に、意味づけ、推理型の想像力である、ということが認められるのではないかと思う。

四

しかしながら、実体験と作品との間には、以下に挙げるような、明らかな相違点もあることは否定できない。私は、それを、歴史小説における、実体験の転移のあり方として、見るように思う。

まず第一には、原因の輻輳と単一とのちがいが認められる。石本と鷗外との間に再三持ち上がった衛生部人事権問題から、この二人の性格的齟齬という要因をはずして考えることはもちろんできないが、原因はそれだけではなく、それ以前から、軍人と軍医との間に、理念上の対立や、重層的な派閥抗争があったし、また、のちには時局の変化もからんできたと考えられることを、私は指摘した。作品では、それらの複雑な背景は捨象され、もっぱら、君臣二人の心理的・性格的な原因に的がしぼられている。

短編小説の中に、何もかも盛り込めないことは言うまでもないが、鷗外が、他のどれでもなく、右の原因に焦点を定めたのは、客観的にはどうであれ、彼にとっては、人事権問題の中核に、彼の心を攪乱した、石本との理非を超えた宿命的背反関係が据わっていて、彼がそれを最も強く意識したからのことではないかと思われる。

それはそうであるにしても、なお、直属上官とその部下の関係と、主従関係とでは、人物の位置関係にズレがある。これが第二の相違点である。

もし、現実似せて人物の位置関係を設定するならば、阿部の確執の相手は、ただかか家老くらいの人物でなくてはなるまい。が、その場合には、石本より上の寺内や山泉の一声で、鷗外の首が切られたように、藩主の一声で、阿部弥一右衛門の悲劇もそれに続く一族の悲劇も未然に防がれるということにもなりかねない。鷗外が、阿部一族滅亡に至るまでのなりゆきを書こうとするかぎり、現実似せて、資料の人物の位置関係を勝手にごかすわけにはいかない。はじめに言ったように、鷗外は、『阿部茶事談』の筋書と人物の位置関係の枠は借りているのである。

最後に、これが最も重要な点だと思われるが、人物像のちがいないしは人物の扱い方の問題がある。

鷗外は、阿部を自己の代弁者として、忠利を批判的に描くということはしなかった。逆に、忠利を視点人物として、忠利の目に映った阿部の行動面を外から描き、忠利へのその心理的反作用を描くという形で、筆を進めている。

阿部の勤めぶりは、他の人とはちがって、常に「言ひ付けられず」に「申し上げず」に」とパターン化され、これを鷗外は「意地で勤める」と規定している。しかも、阿部の具体的業績はまったく挙げられないから、彼は、正義のために忠利と対立したのではなく、性格的にかたいところがあるために、忠利の反感を買ったとされているのである。つまり、阿部は、作者鷗外によって、偏屈なところのある男として、突き離して対象化されているのである。

他方、忠利は、「聰明」で、「人情世故に飽くまで通じてゐた」と、プラスの規定がされている。そして、その忠利の内省という形で、鷗外は、二人の確執の原因を三段階に分析する。まず、忠利の反対する辭が悪いとするのだが、しかし、それを深追いせず、次に、二人はたまたま相性が悪かったのだとし、それは人間には誰にでもある、どうしようもないことなのだとする。そして、最後には、阿部には人と親しみ難いところがあるから、忠利のせいではないとして、結局、忠利の主體的責任を解除している。

本来的には、権力者の地位にある者が欠点を克服しないことは、許されぬはずである。しかも、鷗外は、もともと、自分は絶対的正当の位置にいて、他をさかんに攻撃するタイプの人である。ところが、ここでは、石本に擬せられる忠利をかばい、彼自身の分身である阿部を、突き離して描いている。これはどういうことであろうか。

我々は、鷗外が為政者をかばうことをもって、ただちに、体制内的発想だと考えやすいが、この場合はそうではあるまい。私は、先に、石本の死後、人事権問題に対する鷗外の対処のし方が、冷静に、穏当になってきているということに、注意を促しておいた。先の三段階の分析は、案外、鷗外自身の反省の過程を、そのまま反映しているのではないだろうか。

当時の鷗外の日記には、石本に対して、暗に批判する口吻がしばしば見られた。その頃の鷗外は、作中の阿部の心境に似たようなそれで、日々生きていたのではないかと思われる。石本の方が悪い、だが、彼のような上官に仕えた自分としては、手落ちなく勤める以外にない。

しかし、石本の死によって、鷗外は、冷静に自己を客観化しようという心境に達したのではないか。二人の確執は、どちらが悪いかというような理の次元の問題ではなく、反りが合わないという、非合理的な心理や性格の次元の問題だった

のだと考えるに至ったのではないだろうか。そして、その根本には、理を立てることが、かえって相手の反感をまおり、マイナスにはたらくこともあるという、鷗外の苦い反省もあったのではないかと思われる。

このようにたどってくれば、鷗外は、どちらか一方が辞職するか死ぬかしなければおさまらなかつたほどの、痛切な体験のエッセンスを、ここにひそかに移入し、奇妙な心理の葛藤として、客体化して見せたのだと言ってみてもよいのではないだろうか。彼は、体験を私小説的ではなく、歴史小説という虚構の中に生かす正統的方法をとっているようである。

以上、私は、忠利と阿部弥一右衛門との確執の部分について、発想源とその転移のあり方を推定してきた。従来、この作品の悲劇の原因を、作者が性格や心理の上でだけおいていることに對して批判があったが、客観的にはともかくも、鷗外にとっては、それは、痛切な体験から帰納した、抜き差しならぬ主體的発想であったと思われるのであり、また、そう考えるとき、最もよく納得がいくように思うのである。

(テキストは、「阿部一族」については、中央公論大正二年一月号を、『阿部茶事談』については、鷗外の拠った興純本に最も近いと推定される熊本県立図書館本を用いた。)

付記 論文作成にあたって、磯貝英夫先生の御指導を得ることができたことを、深く感謝したい。